

本市のひとり親家庭に対する支援のあり方に関する意見書（案）

平成31年1月から令和2年1月まで9回にわたり意見交換を行い、ひとり親家庭の孤立防止と自立促進の観点から、下記のとおりその結果を取りまとめましたので、今後の支援策を検討する際に考慮されるようお願いします。

記

1 子育て・生活支援

- 土日対応窓口の周知啓発やワンストップ窓口の設置、SNSの活用など、相談体制の拡充に努める。
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）の実施や保育所・放課後児童クラブの優先入所など、子どもを安心して預けられる場の拡充に努める。
- 子どもの学習支援や子ども食堂など、子どもの居場所づくりの支援に努める。
- 保育所、放課後児童クラブの優先入所など、子育て負担の軽減に努める。

2 就業支援

- 正職員としての雇用を促進するため、ハローワークマザーズコーナーとの連携による積極的な就業支援や、経営者団体への要請など雇用支援に努める。
- 就職に有利な各種資格取得のための給付制度の拡充に努める。
- 就職が困難な求職者が就労に結び付くよう、職業訓練や試験的就労（就労準備）の場の拡大に努める。

3 経済的支援

- 子どもの進学費用等を支援するため、母子父子寡婦福祉資金をはじめとした貸付制度のさらなる周知に努める。
- 民間賃貸住宅入居の際の一時的財政負担を軽減するため、入居保証への支援に努める。

4 住居支援

- 公営住宅優先入所枠の確保や入居保障支援に努める。
- 民間賃貸住宅入居の際の一時的財政負担を軽減するため、入居保証への支援に努める。（再掲）
- 必要に応じ、母子生活支援施設広域入所の支援に努める。

5 養育費確保等支援

- 養育費相談についての弁護士を活用や、ライフプラン等相談体制の充実に努める。
- 面会交流実施時における支援（受け渡し・連絡調整等の支援など）に努める。

6 その他（将来的に取り組みが望まれる支援）

- 奨学金制度の拡充など、就学・進学に要する費用の支援方法
- 家賃の一部助成など、民間賃貸住宅入居者への支援方法
- 母子生活支援施設の設置検討